



モーダルシフトによる物流効率化推進



一宮運輸(株)四国支社
谷江 政彦



【プロフィール】

【氏 名】 谷江 政彦

【生年月日】 1970年4月16日（おひつじ座） 48歳

【出 身 地】 愛媛県松山市

【家族構成】 妻、長女、長男 4人家族

【趣 味】 ゴルフ(?)、スポーツ観戦

【社 歴】 1996年5月入社



今治商運(現四国支社 今治支店)勤務 船舶代理店業務

大阪 営業本部にて新規業務開拓、顧客提案

物流関係(メーカー物流、消費者物流、冷凍冷蔵・・・)

【分 掌】 四国支社 副支社長

ワンパックサービス事業部長

経営企画本部 経営企画部 四国地区部長





目 次

I 一宮運輸株式会社 会社概要

II 取組計画の経緯

III 総合効率化法について

IV 弊社の取組

V 今後の取組

VI 最後に



I. 会社概要(1)

【社 名】 一宮運輸株式会社

【住 所】 〒792-8584

愛媛県新居浜市西原町2丁目4-36

【設 立】 昭和36年12月

【資本金】 9,000万円

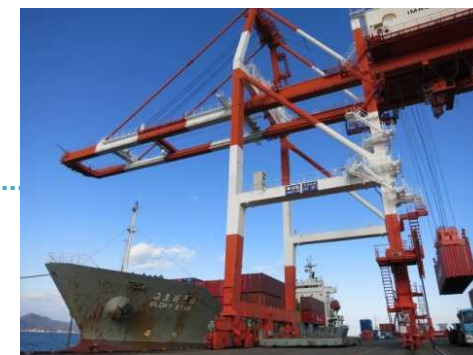
【社員数】 1,524名(H.31.1現在)

【代表者】 代表取締役社長 増田 幸徳



主な営業種目

- ①一般貨物自動車運送事業 ②貨物利用運送事業 ③倉庫業
- ④港湾運送事業 ⑤通関業 ⑥沿岸荷役事業及び代理業並びに取扱業務
- ⑦製造工場における構内請負業務
- ⑧一般廃棄物・産業産廃物及び特別管理産業産廃物の処理に関する業務



LOGISTICS INNOVATION



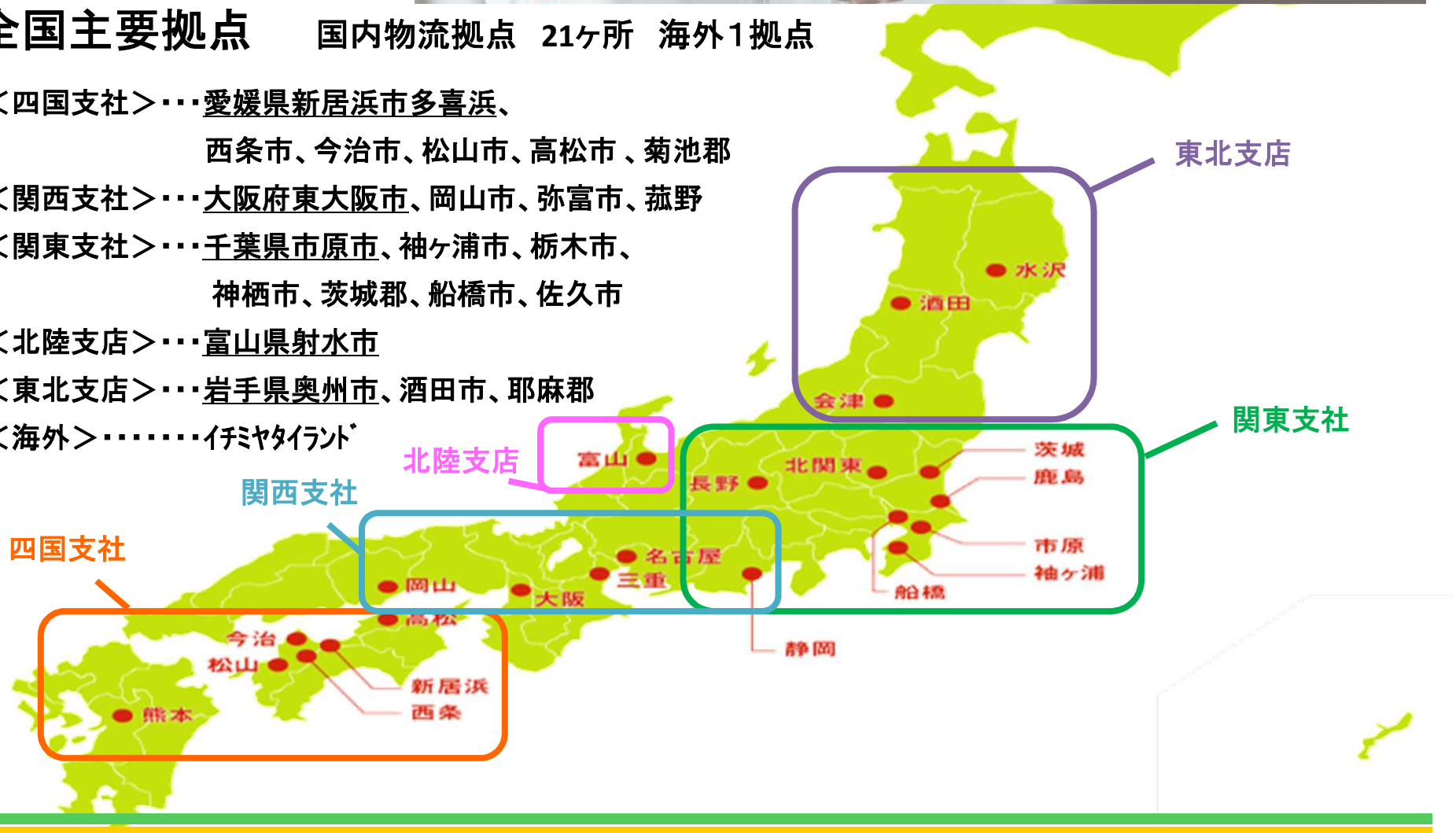
東北支店

・ 関東支社

北陸支店

関西支社

四国支社





I. 会社概要(3)

①NVOCC 第一種、第二種貨物利用運送事業



②タイ、バンコクに現地法人設立 ICHIMIYA (THAILAND) CO., LTD.



タイ国バンコクに現地法人を設立し、
日本⇄タイの一貫輸送の引受けが可能であり、
タイ国内においても、日本国内同様のサービス
展開が出来ます。

③港湾荷役・港湾運送



今治港においては韓国船社の
港湾荷役業務、船舶代理
店業務を行っており、港
湾を含めた一貫物流が可能
です。
松山港においてもグループ
会社（伊予商運）が同様の
事業を行っています。

④保税蔵置場

【関東支社 物流センター市原姉崎倉庫保税蔵置場】

所在地: 千葉県市原市姉崎海岸123番地、127番地

【関西支社 物流センター大阪東大阪倉庫】

所在地: 大阪府東大阪市池島町8丁目1078番地1

【四国支社 今治支店コンテナヤード】

所在地: 愛媛県今治市富田新港1丁目1番地6、5番地

【新居浜物流センター】

所在地: 愛媛県新居浜市多喜浜6丁目8番33号



Ⅱ.取組計画の経緯(1) 【スケジュール】

2017年11月

倉庫集約化による総合効率化認定の取得

2018年6月

更なる物流効率化に向けた取組を検討

2018年7月

効率化としてのモーダルシフトでの認定検討

2018年8月

旧来利用していたフェリー便に加え、完全移行を実施

2018年9月

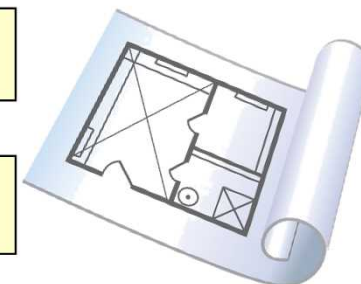
総合効率化法に基づく、総合効率化計画認定の為の効果検証

2018年11月

総合物流化計画認定の申請

2018年12月4日

総合効率化計画認定





Ⅱ.取組計画の経緯(2)

①物流環境の変化

陸送による
長時間拘束

燃料価格の変動
コスト増加

道路交通の渋滞、
交通事故リスク

◆パーキング渋滞等で
計画的な休憩休息取得が困難

◆道路渋滞で拘束時間増



乗務員負荷低減

問題解決のための
「輸送モード選択」
が必要！

②陸送の状況



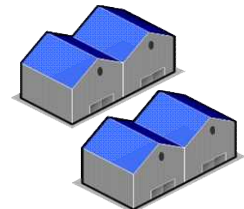
積込



高速道路



休息・休憩



荷下ろし



Ⅱ.取組計画の経緯(3)



①陸送距離の短縮を図りたい。
(燃料削減)

②休息を確実に実施したい。

③負荷を低減したい。



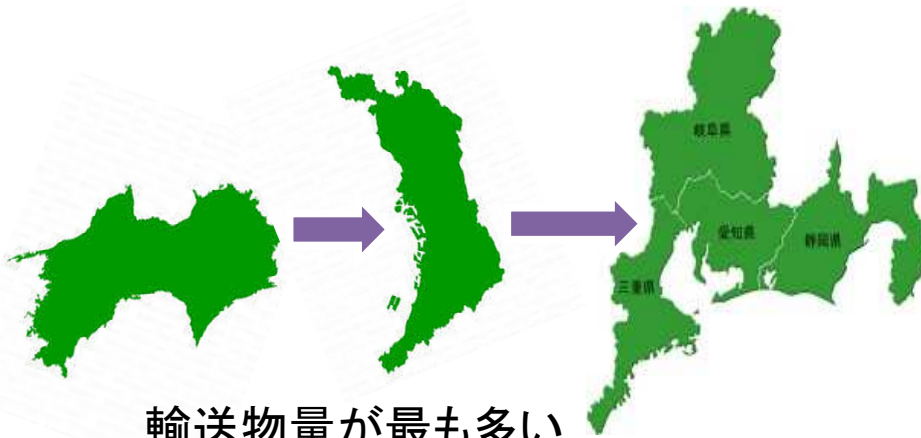
**フェリーを利用した
輸送モードに変更**



Ⅱ.取組計画の経緯(4)

既存顧客の納入先で距離短縮が図れ、かつ納品時間を遵守し、確実に休息が取れるルートを検討

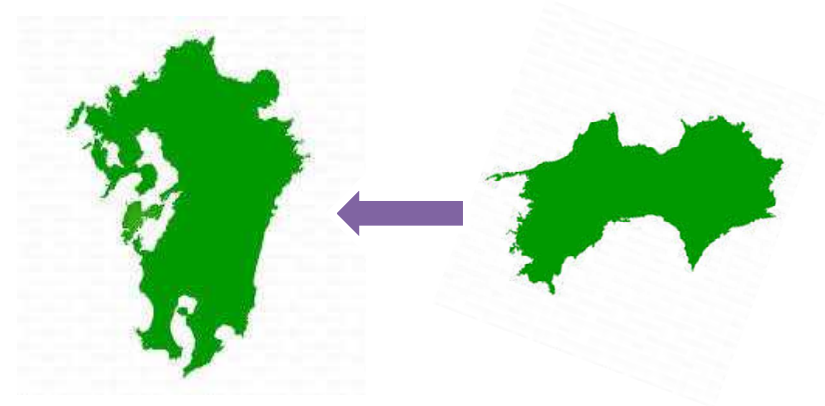
ルート検討(関西方面)



輸送物量が最も多い
西条⇒大阪⇒三重・静岡方面

距離短縮	▲
納品時間の遵守	▲
確実な休息	○

計画(九州方面)



輸送物量は少ない
新居浜⇒八幡浜⇒大分⇒熊本

距離短縮	○
納品時間の遵守	○
確実な休息	○



Ⅲ.総合効率化法について(1)

1.物流総合効率化法(2005年10月施行)

※一定の防災対策を備えている事を前提として

国際競争力
の強化

環境負荷
の低減

地域雇用
の創出

上記を備えた事業

①物流効率化事業と認定

②認定を受けた事業者 zu 一定の優遇措置を与え効率化を推進



Ⅲ.総合効率化法について(2)

2.改正物流総合効率化法(2016年10月改正)

【改正の背景】



少子高齢化

人材不足

ECサイト等の拡充



小口配送の増加

限られた労働力の中において省力化
環境負荷低減を推進する





Ⅲ.総合効率化法について(3)

3.法改正のポイント

①2つの事業者が連携する事が必要となった

※改正前は、単体の事業者でも物流拠点施設の総合化と業務の効率化が出来ていれば認定を受けられていた。

②対象事業に「モーダルシフト」、「輸配送共同化」が加わった

※改正前は、事業の総合化と効率化を図った上での特定流通業務施設の整備を行った事業が対象

③一定の条件下で『輸送網集約事業』も対象事業に加わった

※環境負荷の低減、ドライバー手待ち時間の削減の指標の策定、倉庫施設に輸送拠点が併設する、または手待ち解消の為に予約システムの導入が必要

④必要な各事業法の登録・許可を有している。又は取得する見込がある

⑤交通量の集中等による周辺環境の悪化や公正・自由な取引環境を損なう事態を招いていない

⑥安全な輸送が確保されている



IV. 弊社の取組(1)

① 2つ以上の法人との連携

一宮運輸(株)

連 携

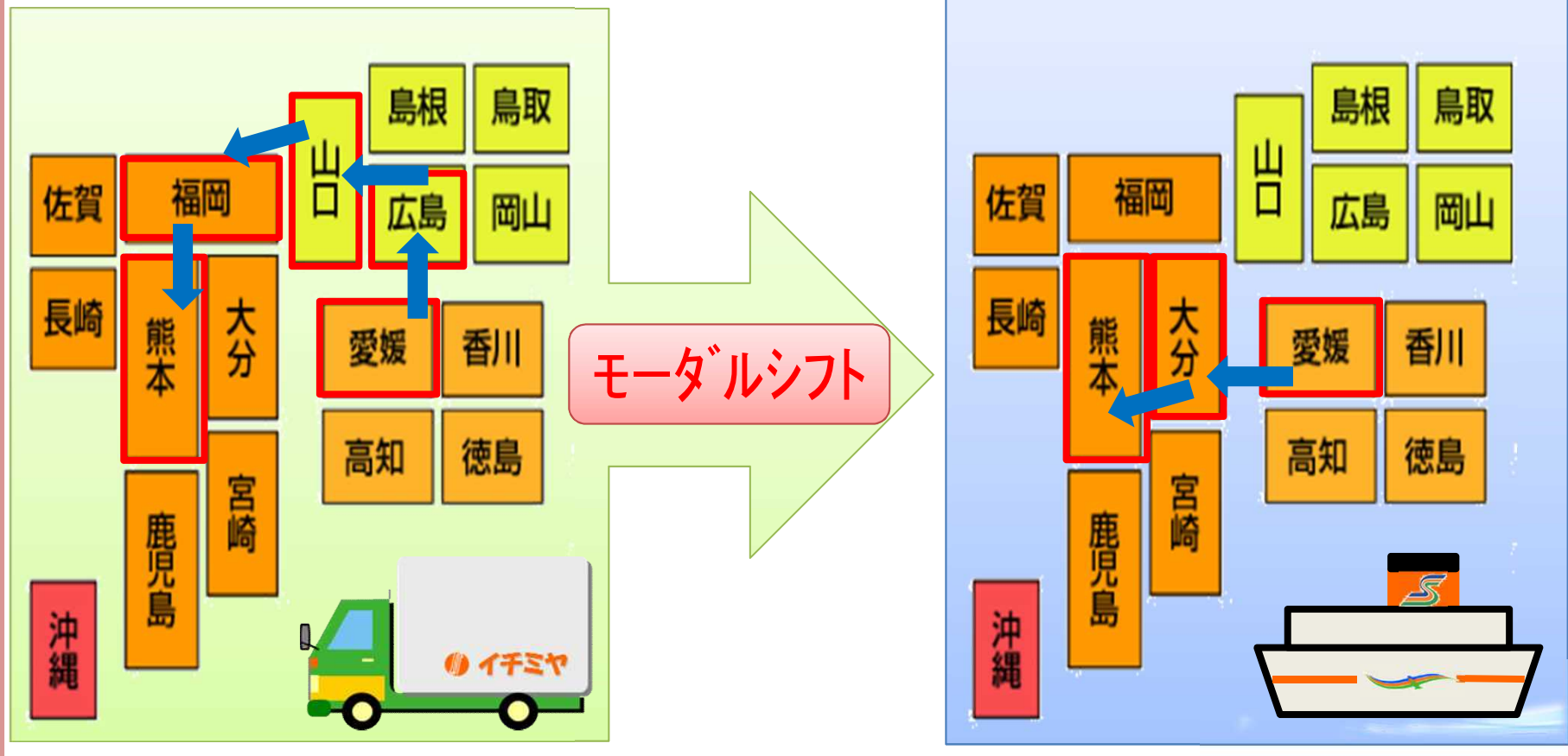
九四オレンジフェリー(株)





IV. 弊社の取組(2)

② モーダルシフトによる効率化





IV. 弊社の取組(3)

③環境負荷の低減及び運転時間の省力化





IV.弊社の取組(3)

③環境負荷の低減及び運転時間の省力化

◆CO2削減 27.3T
(54.4%削減)

◆運転時間省力化 350H
(43.8%削減)

年間CO2排出量 22.9T



平成30年12月4日 「総合効率化計画認定」

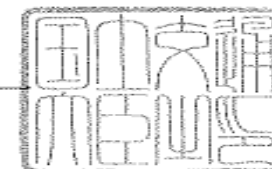
国 総 物 第 9 8 号
平成 30 年 12 月 4 日

総合効率化計画認定通知書

(代表申請者)
一宮運輸株式会社
代表取締役社長 増田 幸徳 殿

(共同申請者)
九四オレンジフェリー株式会社 殿

国土交通大臣 石井 啓



平成 30 年 11 月 22 日付けで申請のあった総合効率化計画について、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第 4 条第 4 項の規定により認定したので、通知します。



V. 今後の取り組み(1)

働き方改革・労働力確保

- 『労働基準法改正』に伴い、割増賃金率適用猶予の除外を視野に入れた経営リスクの排除
- 既存業務の再度見直しによるムダの削除
- 高齢者、女性が活躍出来る職場環境づくりの推進
- FA化、OA化を含めたシステムの改善による労働生産性の向上



V. 今後の取り組み(2)

標準貨物自動車運送約款等の改定

【目 的】

・トラック運送事業者の取引環境の改善と長時間労働抑制を目的とし、長時間労働の要因の一つとなっている荷待時間や附帯作業について、料金を設定する事により、荷主側もその理解を深め、双方がその環境改善に努める事により、労働生産性を高めて行く。

○「運賃」と「料金」の区別を明確化を実施する。

○「待機時間料金」の新規定

○付帯業務の内容を対価に変える料金收受



VI.最後に

四国運輸局

総合効率化計画認定

※改正物流効率化法に基づく

一宮運輸(株)

協 力

九四オレンジフェリー(株)

今回の認定を励みに、環境負荷低減、労働時間削減に向けた取組を今後も行っていく予定です。



いまに満足せず、さらに次の最善をめざす。

Next Is the Best

一宮運輸

■ 一宮グループ ■

ご清聴ありがとうございました